

# 緊急時対応マニュアル



## 北海道奈井江商業高等学校

平成28年4月1日全面改訂

## 目 次

1	危機管理に関する基本的な考え方	1
2	災害が起こった場合の共通注意事項	1
3	救 急 体 制	2
4	救 急 車 の 要 請	3
5	救急連絡カード	3
6	救急運送用カード	3
7	火災発生時の対応	4
8	地震発生時の対応	5
9	停電が起こった場合の対応	6
10	不審者侵入時における対応	7
11	緊急連絡先一覧	8
12	緊急対応終了後の対応	8

# 1 危機管理に対する基本的な考え方

「生命尊重」・「安全第一」・「組織で対応」・「備えあれば憂いなし」

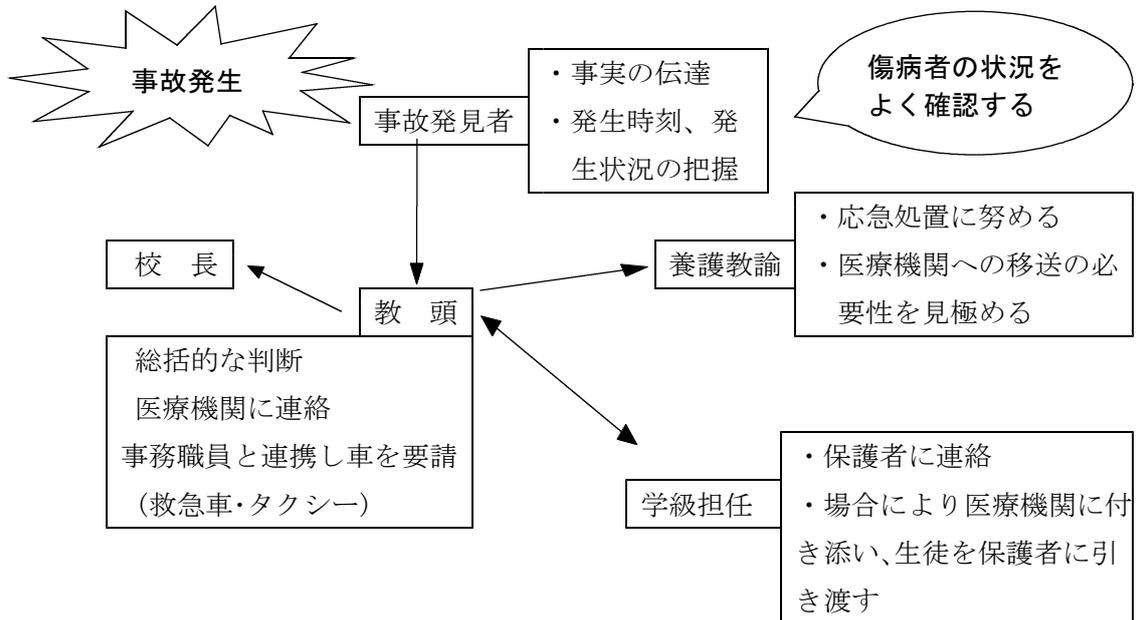
- (1) 的確な状況把握と適切な処置  
(素早い処置、管理職への適切な連絡、情報の共有化、正確な記録)
- (2) 誠意を持った保護者対応  
(丁寧な説明、感情的な対立をさける、保護者説明会の実施)
- (3) 適切で誠実な外部対応  
(対応窓口の一本化、開示できる情報とできない情報の整理、管理職不在時の対応)
- (4) 再発防止への対応  
(問題点の整理、全校集会の実施、関係機関との連携)
- (5) 事故防止のための日常的な取組  
(日常点検による事故防止、面談等による生徒理解、保護者との良好な関係維持  
学校の様子の発信、教職員の安全管理意識と危機管理能力の育成)

# 2 災害が起こった場合の共通注意事項

- (1) 授業担当者（教科担任）以外はすぐに職員室に集合する。
- (2) 各教室の教科担任は、それぞれの生徒を把握して、教室を離れずに指示を待つ。
- (3) 勝手な判断・対応はせず、教頭（教頭不在時は教務部長などの教頭代理）指揮の下、的確に行動する。
- (4) いかなる場合も人命を最優先する。
- (5) 授業中以外（休み時間、放課後 など）に災害が起こった場合は、生徒に近い位置にいる教員は生徒の指導をし、そのほかの教員は職員室に集合する。

### 3 救急体制

#### (1) 学校内の場合



#### 【保護者への連絡事項】

- ・事故発生状況 ・学校側での応急処置
- ・病院移送について (移送病院の承諾、移送時間の連絡)
- ・傷病の程度によっては保護者に病院に来てもらう (保険証持参)

救急車 119  
 奈井江町立病院 65-2221  
 砂川市立病院 54-2131

**【生死に関わる場合】**  
 119番通報し、2名付き添う  
**【重傷（骨折、脱臼等）の場合】**  
 病院に連絡し、1名付き添う

#### (2) 学校外における活動の場合



#### 4 救急車の要請（119番に電話）

「はい、119番です。火事ですか？救急ですか？」	
・事故の種類	「(けが人・病人)が出ました。救急車をお願いします。」
・患者の場所	「奈井江商業高等学校です。住所は奈井江町南町二区です。」
・患者の状況	「(けが人・病人)は、〇歳の男性(女性)で〇人です。」
・事故の状況	「事故原因は△△△(不審者が侵入しナイフで切りつけ)で、現在の状態は△△△(腕から出血しています。)」
・救急処置	「救急処置は(しています・していません)。」
・待機場所	「△△(本校職員玄関)で、待っています。」
・通報者	「私は、△△(教頭)の△△です。」
・確認	「連絡は以上です。よろしいでしょうか。」
※ 必要に応じて、学校の入り口付近でサイレンを止めてもらう	
※ 救急隊員を誘導する教員を玄関前に待機させる	

#### 5 救急連絡カード

※記入は基本的に教頭とする

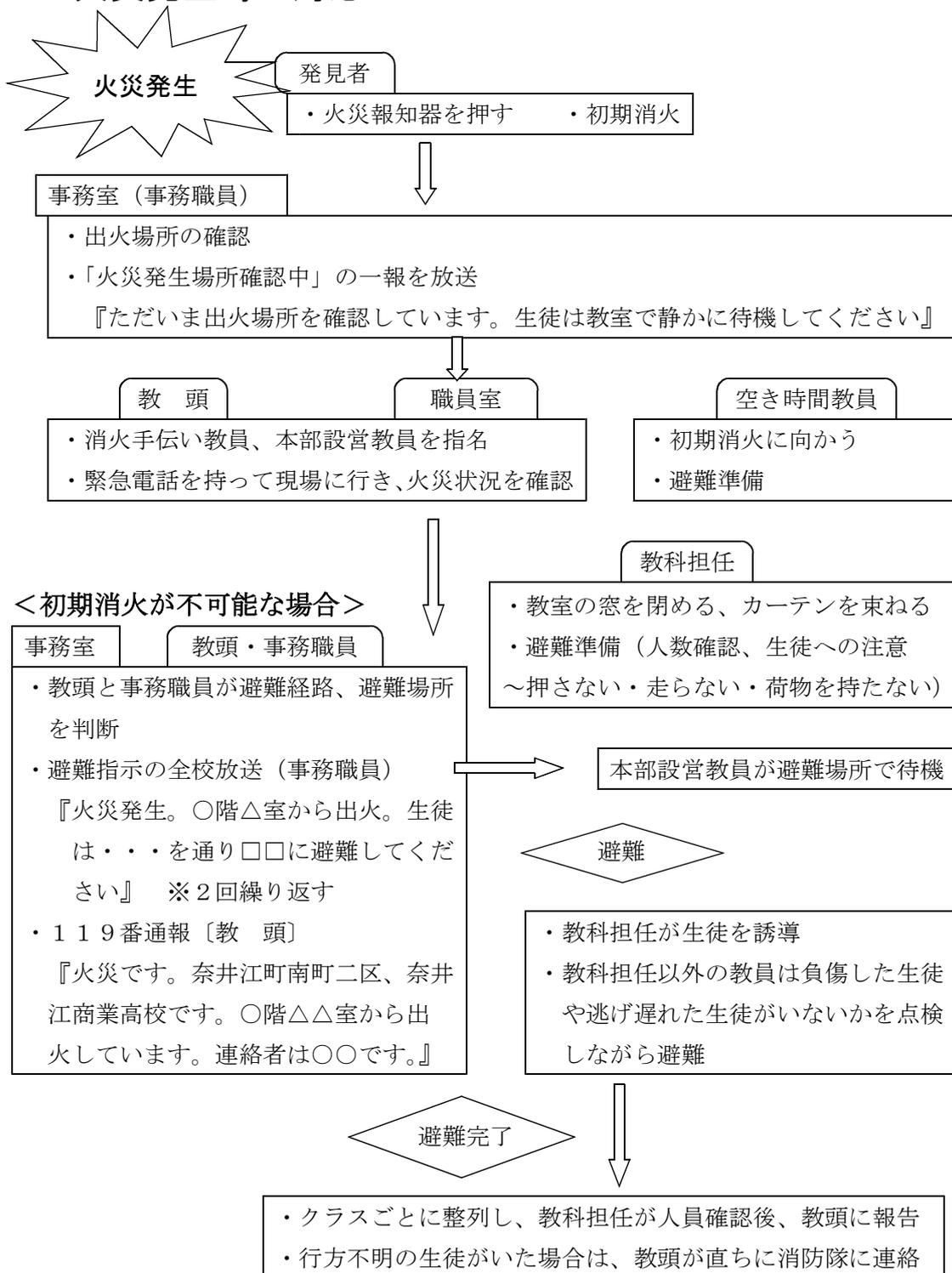
＜救急連絡カード＞					
	学年	年齢	氏名	男・女	
事故発生	＜平成	年	月	日	＞
	(	:	)	～	応急手当等対応
	(	:	)	～	教頭への連絡
	(	:	)	～	救急車の手配
	(	:	)	～	事故生徒への保護者への連絡
	(	:	)	～	救急車での搬送
	備考				
					記入者

#### 6 救急運送用カード

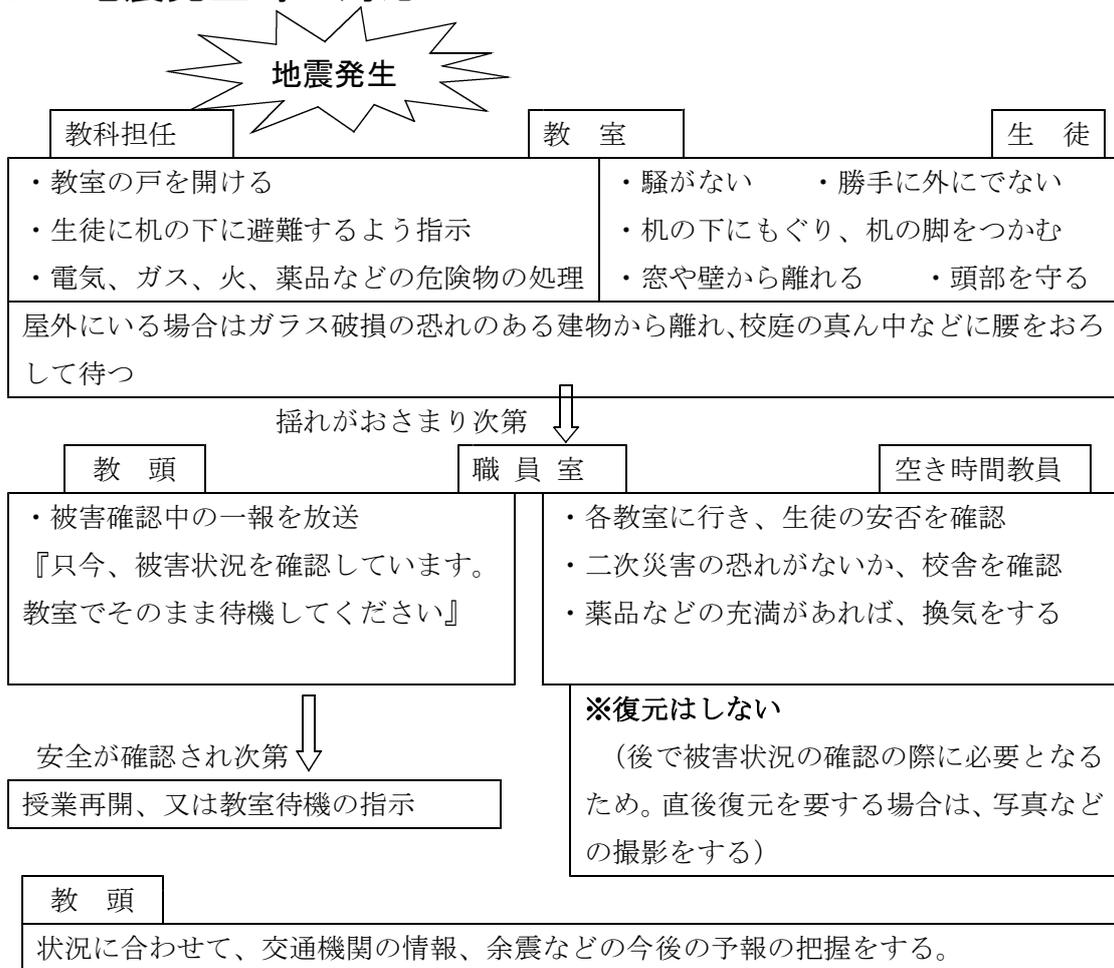
＜救急搬送用カード＞					
奈井江商業高等学校					
学年	年齢	氏名	男・女		
備考					

※搬送される生徒が複数いる場合は、救急搬送用カードを救急隊員に渡す

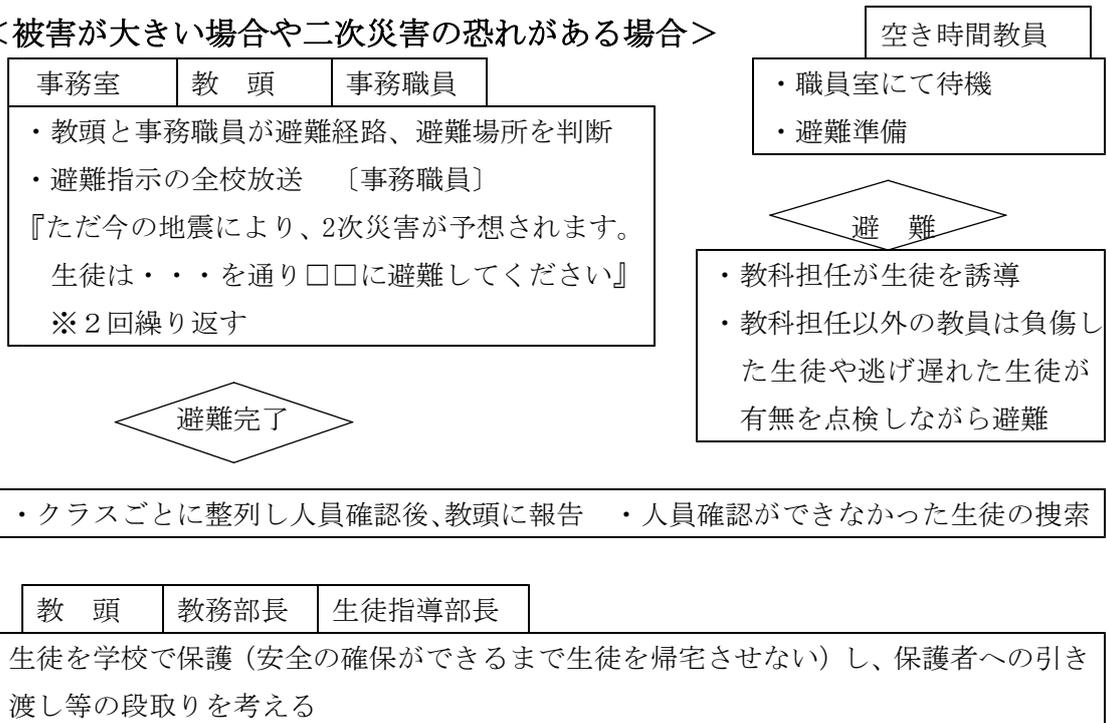
## 7 火災発生時の対応



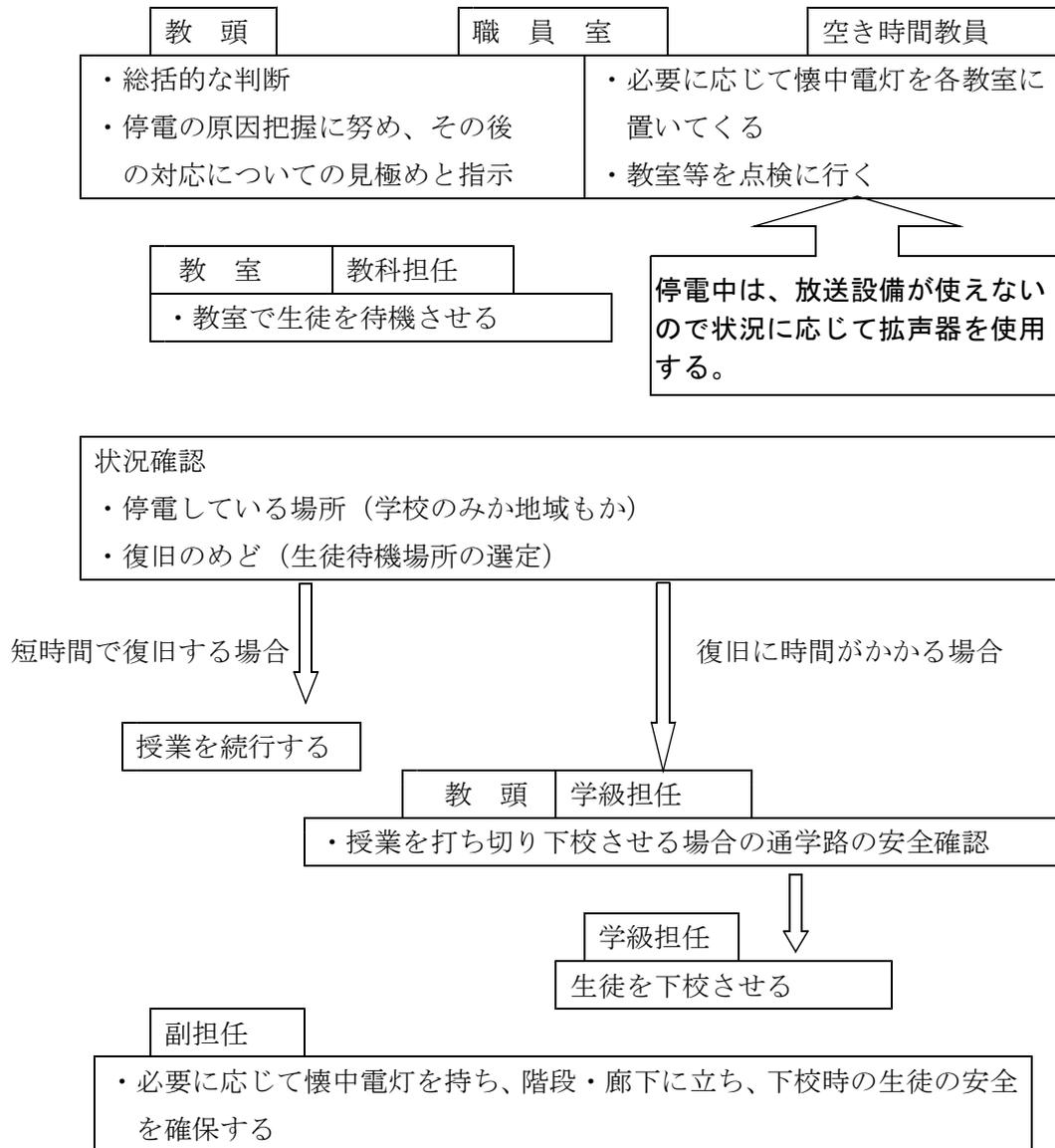
## 8 地震発生時の対応



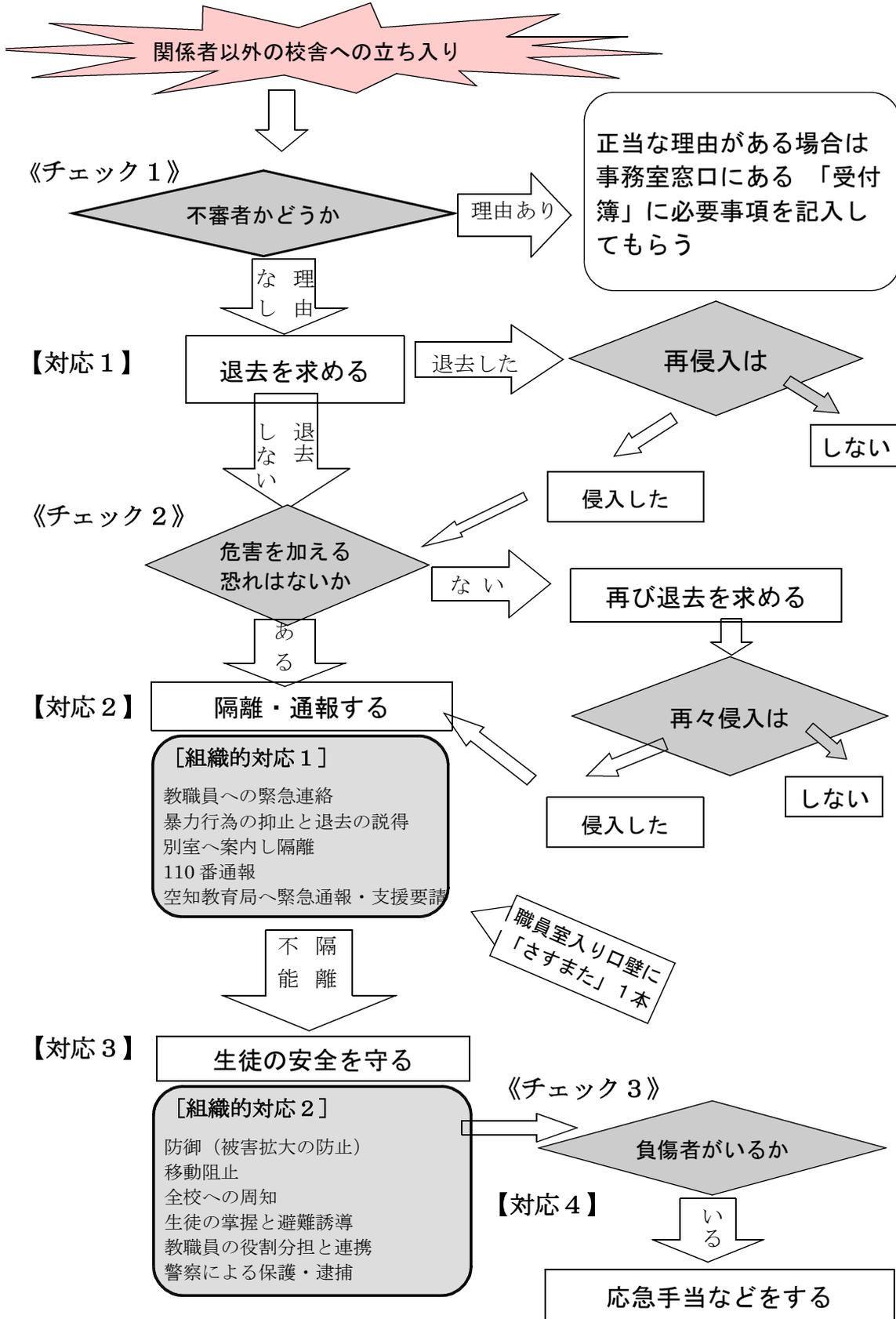
### <被害が大きい場合や二次災害の恐れがある場合>



## 9 停電が起こった場合の対応



# 10 不審者侵入時における対応



## 1 1 緊急連絡先一覧

〔緊急通報の要点〕	
(1) 学 校 名	北海道奈井江商業高等学校
(2) 学 校 住 所	奈井江町南町二区
(3) 電 話 番 号	0 1 2 5 - 6 5 - 2 2 3 9
(4) 連絡者氏名	教 頭 (不在の時は教務部長)
(5) 概 要 説 明	「いつ」「どこで」「何があった」 「どうなっている」

機 関 名	電 話 番 号
警察署	緊急時 1 1 0 番
消防署	緊急時 1 1 9 番
奈井江町立国民健康保険病院	6 5 - 2 2 2 1
砂川警察署	5 4 - 0 1 1 0
奈井江交番	6 5 - 2 1 0 9
北海道電力 (奈井江発電所)	6 5 - 2 1 5 7
奈井江消防支署	6 5 - 2 2 5 9

## 1 2 緊急対応終了後の対応

- (1) 事実関係の正確な把握 (生徒指導部・担任・教頭)
  - ・関係者等からの情報収集・事故発生時の位置関係の確認・時系列にまとめた事実確認
- (2) 関係機関 (教育局等) への連絡 (教頭)
- (3) 生徒・保護者への対応 (担任・養護教諭・教頭)
  - ・説明・見舞い・治療費等の説明・主治医との面談など
- (4) 外部 (マスコミ等) への対応 (教頭)
- (5) 再発防止のための対応 (生徒指導部・HR委員会・教頭)
  - ・全校集会、保護者説明会の開催

## 非常災害・交通障害発生時の対応について

### 1 臨時休校

- 中空知(奈井江町)に特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪、火山噴火、地震等)が発表された場合は**臨時休校**とします。学校からご家庭への連絡の有無によらず、**命を守る行動**をとってください。
- JR函館本線が**全面運休**の場合は、翌日を**臨時休校**とします。

### 2 自宅待機(避難所等も含む。)

- 居住している地域に特別警報が発表されている場合は、**自宅待機**とします。
- 居住している地域に警報が発表されており、公共交通機関等による**通学が困難**な場合は、**自宅待機**とします。
- 天候や道路状況は地域により異なります。ご家庭で**通学が困難**であると判断した場合は、無理をせず**自宅待機**としてください。

### 3 確認事項

- (1) 臨時休校の場合は、**学級担任等からの連絡、メールマガジン(登録者のみ)、本校のホームページ**により連絡します。
- (2) 臨時休校になる場合は、電話回線が混雑することが予想されますので、学校への電話は極力控えてください。
- (3) **登校後に臨時休校**とする場合は、**安全を確認し、下校**させることとなります。
- (4) 特別警報が解除された場合は、原則として次のとおりとします。
  - ア 午前6時30分までに特別警報が解除され、自宅待機の必要がない場合は、通常どおり登校してください。通常の授業を行います。
  - イ 午前11時00分までに特別警報が解除され、自宅待機の必要がない場合は、午後1時00分までに登校してください。午後の授業を行います。
- (5) 自宅待機の場合は、学校からご家庭に連絡はしません。
- (6) **自宅待機**の場合は、**ご家庭から学校(担任等)に連絡**してください。
- (7) **自宅待機とした後**、特別警報、警報等が解除されるなど天候等の状況が回復し、ご家庭で**通学が可能**であると判断され、授業等に出席できる時間帯である場合は、登校してください。
- (8) **臨時休校**とした場合は、原則、長期休業日、土・日曜日等を**登校日**とし、相当日時数分の**補充授業**を行います。
- (9) **自宅待機**とした場合は、**非常変災等による出席停止**の扱いとし、個別に補充授業を行う場合があります。
- (10) 臨時休校等になり、その後、学校からご家庭に連絡が必要な場合は、学級担任等からの連絡、メールマガジン(登録者のみ)、本校のホームページにより連絡します。